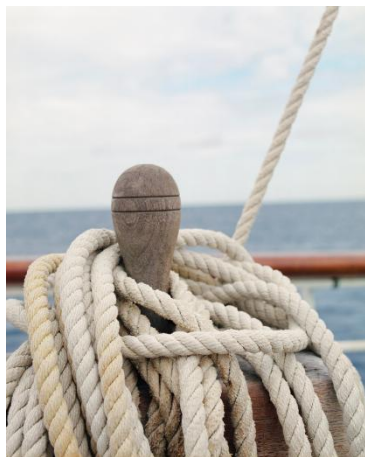




“もやい”とは漢字で『舫』と書き、小舟同士を流されないよう綱で結んで漁をすることを言います。私たち“グループホームもやい”は『自立』とは一人で生きることではなく、個々の人々がつながりあって生きていくことであるとの考えに立ち、人々が障害の有無にかかわらず「舫いして」手をつなぎあい、どんな問題にも流されずに生きていけるようにとの願いをこめて、“グループホームもやい”と名づけました。



基本理念

『誰もが自分の価値を認められること』
を心がけた支援

運営方針

利用者が自分らしい日常を送れるよう当事業所が運営する指定共同生活援助（介護サービス包括型）は、利用者自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、共同生活援助計画（以下、個別（意思決定）支援計画）に基づき、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切に行う。
指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図る。



《連絡先》

特定非営利活動法人 友訪
グループホーム もやい

〒202-0001

東京都西東京市ひばりが丘 1-9-25

ハイムエトウ 205

Tel/fax 042-439-4343(代表)

施設内容

- 共同で生活することにより、入居者の自立生活をサポートします。通過型・滞在型の両方を設置(利用期間：通過型は最長 3 年、滞在型はサービス受給者証が発行されている期間となります)。
- 1 ユニットにつき定員は 5～7 名です。
- ワンルームの個室と、入居者誰でも利用できる交流室があります。
- 居室内は禁煙、火気厳禁です。
- ガス調理器の使用不可(電磁調理器等は使用可能)。
- 世話人は日中から夜間にかけて勤務しています。
- 緊急時職員不在の場合は携帯電話で対応することがあります。
- 夜間は携帯電話対応となります。

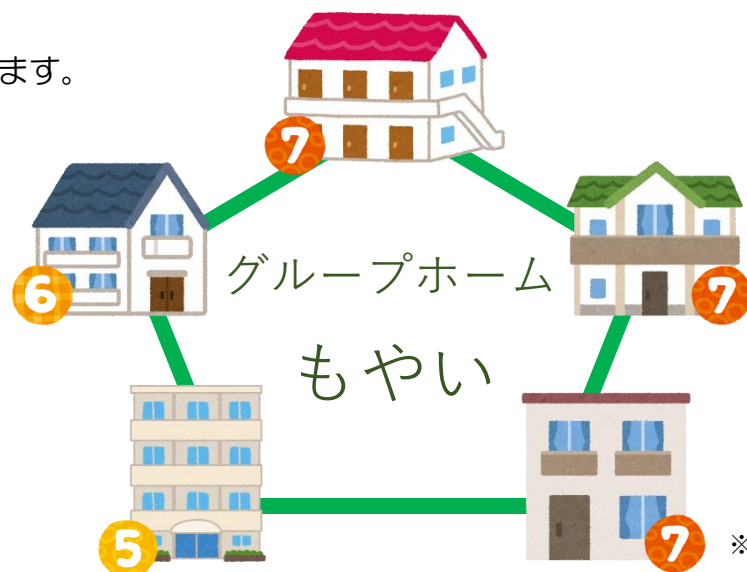
入居条件

- グループホームでのサポートを受けながら自立生活を目指している方。
- 通院治療、服薬をきちんとできる方。
- 精神保健福祉関係者(医療機関、保健所、作業所、福祉事務所等)の紹介、及び継続的な協力が得られる方。
- 食事、清掃、洗濯、金銭管理などの身の回りのことができる程度できる方。
- 就労している方、または日中活動の場を持っている方。

※その他、詳しいことは職員にお尋ねください。

入居までの流れ

- ① グループホームもやいへ見学希望のご連絡を頂きます。
- ② 関係機関の方と共にグループホームの見学をしていただきます。
- ③ 見学後、入居を希望される方は、必要書類(入居申込書、医師の意見書、入居推薦書など)を提出していただきます。
- ④ 簡単な関係者会議を行い、その後体験宿泊を 2 回以上(最低 1 泊 2 日、2 泊 3 日)行っていただきます。
- ⑤ 入居が決まった場合、入居を前提とした関係者会議を行います。
- ⑥ グループホームもやい入居



※建物の数字は定員数です。